参考資料－１

「北上川水系河川整備学識者懇談会」規約

第１条（趣旨）

この規約は、「北上川水系河川整備学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第２条（目的）

この懇談会は、国土交通省東北地方整備局長が作成及び変更する「北上川水系河川整備計画（国管理区間）」（以下「整備計画」という。）の素案について意見を述べるとともに、河川整備計画策定後の各種施策の進捗に関して意見を述べるほか、河川整備計画に基づいて実施される事業のうち、計画段階評価、再評価、事後評価の対象事業の評価を行い東北地方整備局長に対し、意見を述べるものとする。

第３条（組織）

懇談会は、東北地方整備局長が設置する。

２　懇談会の委員は、東北地方整備局長が委嘱する。

第４条（座長）

懇談会には座長及び副座長を置く。

２　座長は、懇談会委員の互選により定める。

３　副座長は座長が指名する。

４　座長は懇談会の運営と進行を総括する。

５　座長に事故がある時は、副座長がその職務を代行する。

第５条（懇談会）

懇談会は、座長が招集する。

２　懇談会委員の任期は原則として２年とし、再任を妨げない。

３　懇談会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は原則として認めない。ただし、行政委員についてはこの限りでない。

第６条（公開）

懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

第７条（事務局）

懇談会の事務局は、東北地方整備局岩手河川国道事務所及び北上川下流河川事務所におく。

第８条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第９条（雑 則）

この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則（施行期日）

この規約は、平成１９年　５月３１日より施行する。
平成２３年　２月１５日一部改正
平成２６年　１１月１２日一部改正
平成２８年　１０月２７日一部改正